

令和4年3月29日
関東管区行政評価局

スマートインターチェンジの利便性及び安全性の 向上に関する調査(行政相談契機)

＜調査結果に基づく改善通知、公表＞

総務省関東管区行政評価局は、近年整備が進むスマートインターチェンジ(以下「スマートIC」)について、「案内標識が設置されているが分かりづらい」といった苦情が行政相談窓口等に寄せられていることなどから、スマートICの利用者の利便性及び安全性の向上のため、スマートICや接続する道路における案内標識や案内看板の整備及び維持管理の状況等を調査しました。

その結果、①案内標識等が劣化により退色するなど見えにくくなっているものなど既存施設の不備のほか、②最寄りの国道からスマートIC入口への案内やサービスエリア等からスマートIC出口へ誘導するための案内標識等の増設の検討が必要なものなどがみられました。

これらの調査結果をとりまとめ、今後のスマートICの整備や維持管理に活かしてもらうため、令和4年3月29日、国土交通省関東地方整備局及び東日本高速道路株式会社関東支社に対して必要な改善措置について通知しました。

調査対象機関

- ①国の機関：関東地方整備局
- ②関係機関：東日本高速道路株式会社
　　関東支社、県(3)、市(8)
(実施時期：令和3年4月～4年3月)
(調査スマートIC: 8 (埼玉県内4、栃木県内2、群馬県内2))



＜本件照会先＞

総務省 関東管区行政評価局
第1評価監視官 駒崎
(電 話) 048-600-2318
(F A X) 048-600-2337
本報道資料は、関東管区行政評価局ホームページ
に掲載しています。
<https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>

スマートインターチェンジの利便性及び安全性の向上に関する調査(行政相談契機)結果(概要)

調査の背景

[通知日：令和4年3月29日 通知先：国土交通省関東地方整備局、東日本高速道路株式会社関東支社]

- ◇ 国土交通省では、既存の高速道路の有効活用や、地域生活の充実、地域経済の活性化を推進する観点から、スマートICの導入を推進
- ◇ 当局の行政相談において、スマートICの入口が分かりづらいとの苦情が寄せられており、民間有識者からも同様の指摘あり

主な調査結果(注1)

一般道路からスマートIC入口への案内標識等(注2)

- ✓ 退色等により、案内標識等が見えにくい【整備局、県、市町】
- ✓ スマートIC近くの国道交差点に案内標識等が未設置【整備局】

高速道路からスマートIC出口への案内標識等

- ✓ 退色等により、案内標識等が見えにくい【関東支社】
- ✓ サービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」)構内のスマートICに係る案内標識等の設置が不十分と考えられる【関東支社】

SA・PA接続型スマートICでの逆走防止のための案内標識等

- ✓ 劣化により、看板等が見えにくい【関東支社】
- ✓ 逆走防止のための案内標識等の設置が不十分【関東支社】

利用者に対するホームページによる情報提供の実施状況

- ✓ 整備局ホームページ(以下「HP」)上のスマートICに関する情報について、一部更新していないものがある【整備局】

所見・改善意見

- 見やすさを含め点検し、見えにくいものは適期に修繕することが必要
- スマートIC最寄りの国道の案内標識等について増設の検討が必要【整備局】

- 修繕計画を見直し、見えにくいものについては、適期に修繕することが必要
- SA・PA構内の案内標識等の増設の検討が必要【関東支社】

- 修繕計画を見直し、見えにくいものについては、適期に修繕することが必要
- 逆走防止のための案内標示等の増設の検討が必要【関東支社】

- 情報について、適期に更新を行うことが必要【整備局】

(注1)本調査で確認された維持管理等が不適切な事例については、可能なものから順次改善が図られている。

(注2)法令で定められた案内標識及び法令で定められたものではないが、交通規制の実効性を高めること等を目的として設置される案内看板等を含む。

制度等の概要

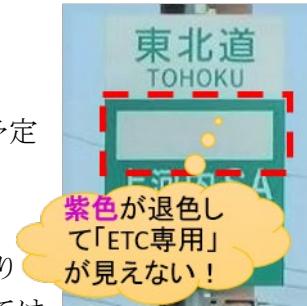
- ◇ 道路法（昭和27年法律第180号）により、案内標識の設置及び維持管理については、原則として、政令で指定する区間の国道は国土交通省が、そのほかの国道及び都道府県道は各都道府県が、市町村道は各市町村が行うこととされている。
- ◇ 土国交通省の「道路標識設置基準」により、**高速道路の入口に至る一般道路の主要な交差点等に案内標識を設置すること**、案内標識には、必要に応じて「ETC専用」である旨を示すこととされている。また、設置した案内標識等については、適宜点検し、異常があれば速やかに補修することとされている。

主な調査結果

● 案内標識等の維持管理状況を確認したところ、退色等により、案内標識等の一部について、見えにくい状況がみられた。

- ✓ 整備局の管理する案内標識等において、点検を行っているとしているが、スマートICを示す「ETC専用」の紫色が退色し、見えにくくなっている(2スマートIC・7か所)
 - [対応状況] 1スマートIC・5か所は改善済、1スマートIC・2か所は今年度中に改善予定
- ✓ 県、市町の管理する案内標識等において、点検を行っているとしているが、樹木に遮られるなど見えにくくなっている(7スマートIC・12か所) → [対応状況] 一部は改善済、他も今年度中に改善予定

【退色事例】



【参考例】



● 案内標識等の整備状況を確認したところ、増設を検討する必要のあるもののがみられた。

- ✓ スマートIC近くの整備局が管理する国道上に案内標識等が設置されていない(1スマートIC)
 - 一方、地区協議会(注1)で検討・調整を行い、整備局管理の国道に町が案内標識等を設置している例あり
- ✓ 町が管理する道路において、片側方面のみに案内標識等が設置されており、反対方面については、スマートIC入口への案内が行われていない(1スマートIC・2か所) → [対応状況] 老朽化に伴い撤去中であった案内看板を再設置

【片側方面のみ看板設置事例】



【再設置後】



所見

- 整備局は、点検に当たっては、案内標識等の見やすさについても十分、確認を行う必要がある。また、スマートICの案内標識等が白亜化(注2)により見えにくくなっているものについて、適期に修繕等所要の措置を講ずる必要がある。
- 整備局は、スマートIC最寄りの国道における案内標識等の増設について、地区協議会における関係地方公共団体との連携も視野に、検討する必要がある。

(注1) スマートICごとに設置される、整備局、高速道路株式会社、関係する地方公共団体等により構成される協議会

(注2) 塗装面が紫外線や雨、風などによって劣化し、塗料の色成分が粉状になり表面化する現象

制度等の概要

- ◇ 高速道路との接続箇所がSA・PAであるスマートICについては、法令において、**SA・PAの入口の手前2km以内にSA・PAの予告に関する案内標識を設置し、当該標識にETC出口がある旨を表示することができるなどとされている。**また、**設置した標識については、国土交通省の道路標識設置基準等により、適宜点検し、異常があれば速やかに補修することとされている。**
- ◇ SA・PA構内などを含め、高速道路上には法令で定められた案内標識以外にも、交通の安全と円滑を図ること等を目的として、案内看板や路面表示(注)、カラー舗装が整備されている。
(注)路面に書かれた文字や記号、模様のこと

主な調査結果

- 高速道路及びSA・PA構内における案内標識等の維持管理状況を確認したところ、退色等により、案内標識等の一部について、見えにくい状況がみられた。

- ✓ 点検により修繕の必要性を把握しているものの、補修に至っておらず、スマートICであることを示す「ETC専用」の紫色が退色し、見えにくくなっている(5スマートIC・25か所) → [対応状況] 順次修繕予定
- ✓ 同様に、補修に至らず、SA・PA構内等の路面表示等が薄れ、見えにくくなっている(2スマートIC・4か所)
→ [対応状況] 順次修繕予定

- SA・PA構内における案内標識等の整備状況を確認したところ、一部のスマートICにおいて、ETC出口への案内が不十分と考えられる状況がみられた。

- ✓ SA・PA構内を通り抜けて出口に向かう構造のスマートICにおいて、SA・PAの駐車場に入る分岐部以降、駐車場レーン等にETC出口に関する案内看板や路面表示等が設置されていない(1スマートIC・1か所)

【ETC出口に係る看板等未設置事例】



(参考)【ETC出口に係る看板等の設置例】



改善意見

- 関東支社は、案内標識等や路面標示等が白亜化等により見えにくくなっているものについて、点検に基づく修繕計画を見直すなどにより、適期に修繕等所要の措置を講ずるとともに、SA・PA構内におけるスマートIC出口に係る案内標識や路面表示等の増設について検討する必要がある。

III SA・PA接続型スマートICにおける逆走防止のための案内標識等

結果報告書P40～46

制度等の概要

- ◇ SA・PA構内を通過せず、SA・PAの進入路から直接スマートIC出口に向かうスマートICでは、関東支社は、高速道路本線上に案内看板等を設置するなどして**SA・PA内での逆走防止について注意喚起**を行っている。
- ◇ 関東支社は、一般道からスマートICを経て高速道路に入る際、SA・PA構内に進入する箇所では、逆走防止のために左折する必要があることなどを**案内看板等を設置して注意喚起**を行っている。

主な調査結果

● 高速道路及びSA・PA構内における逆走防止に係る看板等の維持管理状況を確認したところ、一部で劣化により、見えにくい状況がみられた。

- ✓ 点検により修繕の必要性を把握しているものの、補修に至っておらず、スマートIC進入路からSA・PA構内に入る合流部に設置された停止を促す路面表示が薄れ、見えにくくなっている(2スマートIC・4か所) → [対応状況] 順次修繕予定

● 高速道路及びSA・PA構内における逆走防止のための案内標識等の整備状況を確認したところ、一部で設置が不十分と考えられる状況がみられた。

- ✓ 本線上にSA・PA利用後にスマートICを利用できないことを注意喚起する案内看板が設置されていない(1スマートIC)
- ✓ スマートIC進入路からSA・PA構内に入る合流地点に、逆走防止のための看板や路面標示等が設置されていない(7スマートIC・12か所)

改善意見

- 関東支社は、指導停止線等が摩耗等により見えにくくなっているものについて、点検に基づく修繕計画を見直すなどにより、適期に修繕等所要の措置を講ずるとともに、「SA・PA接続型」スマートIC出入口の逆走防止に係る案内看板等の増設について検討する必要がある。

IV 利用者に対するホームページによる情報提供の実施状況

結果報告書P52～54

制度等の概要

- ◇ 整備局は、HPにおいて「**関東のスマートインターチェンジ**」という記事を掲載し、「関東のスマートIC位置図」、「供用中のスマートIC」(一覧表) 及び「事業中のスマートIC」(一覧表) を提供している。

主な調査結果

● 整備局HP上のスマートICに関する情報について、一部未更新のものがみられた。

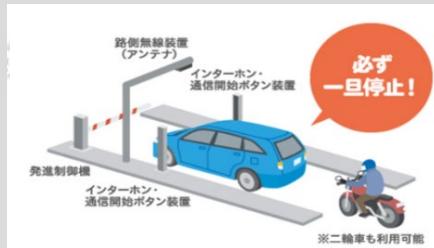
- ✓ SAが移転したことにより、高速道路との接続箇所がSAではなくったスマートICや大型車対応工事を終えたスマートICについて、HP未更新 → [対応状況] 修正済

所見

- 整備局は、HPのスマートICに係る情報について、適期に更新等所要の措置を講ずる必要がある。

スマートインターチェンジ(スマートIC)とは

- ・ETC搭載車専用のインターチェンジ
- ・利用車種がETC搭載車に限定されているため、従来のICに比べて低コストで導入可能
- ・ICの設置間隔が長い区間に設置することで、移動時間の短縮や災害時の代替ルートの確保、地域活性化等の効果が期待される



(出典:NEXCO東日本HP)

SA・PA接続型

(高速道路との接続箇所がサービスエリア・パーキングエリア)



SA・PA接続型イメージ図

本線直結型

(高速道路本線へ直接アクセス路を接続)



本線直結型イメージ図

開通か所

・全国: 145か所

・関東地方整備局管内: 34か所

事業中か所

・全国: 52か所

・関東地方整備局管内: 19か所 (R3.12.4現在)

(出典:国土交通省HP)

(参考2)

案内標識等の維持管理が不適切であった事例のうち、既に改善が図られた事例

事例概要	改善前	改善後
<p>国道の案内標識において、「ETC専用」と書かれた箇所の紫色が退色し、文字が読み取りにくくなっているもの (駒寄スマートICの事例、報告書15ページ)</p>		
<p>町道に設置されたスマートIC入口の案内看板の一部が生い茂った樹木に遮られ、見えにくくなっているもの (駒寄スマートICの事例、報告書17ページ)</p>		
<p>県道に設置されたスマートIC入口の案内看板が、劣化により、右折を指示する矢印が剥がれ落ち、指示が不適切になっているもの (三芳スマートICの事例、報告書20ページ)</p>		